

年金給付額が増えることにより、住民税が非課税から課税になることで
受けられなくなる主なサービス

1、医療

概要	内容
①高額療養費	医療機関や薬局の窓口で支払った額がひと月で上限額を超えた場合、その超えた金額を支給している。 住民税非課税世帯等の場合は、一般世帯に比べて上限額が低く設定されている。
②入院時食事療養費	入院時に必要な食費は、1食あたりの総額と自己負担を国が定め、その差額を保険給付として支給している。 住民税非課税世帯や住民税非課税世帯かつ所得が一定基準に満たない70歳以上の方等については、負担額が軽減されている。 ※本年6月1日に標準負担額が改正される。
③入院時生活療養費	療養病床に入院する65歳以上の方の生活療養（食事・居住費）にかかる費用のうち標準負担額を除いた額を保険給付として支給している。 住民税非課税世帯や年金額80万円以下等の低所得者については、負担額が軽減されている。 ※本年6月1日に標準負担額が改正される。

2、介護

概要	内容
①特定入所者介護サービス費（補足給付）	・介護保険施設入所者等で年金収入を含む所得や資産等が一定以下の場合、負担限度額を超えた居住費と食費の負担額を介護保険から支給している。 ・住民税非課税世帯等について、負担額が軽減されている。
②高額介護サービス費の負担限度額	・月々の利用者負担額の合計が年金収入を含む所得に応じて区分された上限額を超えた場合、その超えた分を介護保険から支給している。 ・住民税非課税世帯等について、負担額が軽減されている。
③高額医療・高額介護合算制度	・同じ医療保険の世帯内で医療保険と介護保険両方に自己負担が生じ、その合算額が、年金収入を含む所得に応じて決められた限度額を500円以上超えた場合、医療保険者への申請により、超えた分を支給している。 ・住民税非課税世帯等について、負担額が軽減されている。
④養護老人ホーム	・「65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難なもの」が市町村の措置により入所する施設（老人福祉法第11条）。 ・経済的理由の一つとして、住民税非課税であることが挙げられている（老人福祉法施行令第6条）。 ・住民税非課税であれば必ず入所できるというものではないが、住民税非課税でなくなるとその対象から外れることになる。

3、教育

概要	内容
① 0 から 2 歳までの子供たちの幼稚園、保育園、認定こども園等利用料無償化	0 から 2 歳までの住民税非課税世帯の子供たちについては、幼稚園、保育園、認定こども園等利用料が無償化されている。また、認可外保育施設等を利用する 0 から 2 歳までの住民税非課税世帯の子供たちについては、月額 4.2 万円までの利用料が無償化されている。
② 準保護世帯への就学援助制度	生活保護法に規定する「要保護者」に準ずる程度に困窮していると市町村教育委員会が認める「準要保護者」への就学援助事業については、各市町村が独自に認定基準を設定して単独で事業を実施している。令和 5 年度の文部科学省調査によれば、多くの市町村は認定基準を複数設定しており、住民税の非課税を準要保護認定の基準としている市町村は 1,308 (全体の 74.1%) である。
③ 高校生等奨学給付金制度	高等学校等に在籍する生活保護世帯・住民税非課税世帯の生徒については、教科書費、教材費など、授業料以外の教育費の支援が行われている。
④ 高等教育の修学支援新制度	大学等の高等教育機関に在籍する住民税非課税世帯の学生については、授業料等の減免及び給付型奨学金の支給の対象となる。世帯年収が増加して住民税非課税世帯ではなくなる場合、授業料等の減免及び給付型奨学金の支給の金額が 3 分の 2 に減少する。